

那覇地方法務局からのお知らせ

名護支局の商業・法人登記事務は、平成22年7月26日(月)から
石垣支局の商業・法人登記事務は、平成22年9月27日(月)から
宮古島支局の商業・法人登記事務は、平成22年11月8日(月)から

那覇地方法務局(本局)登記部門

で取り扱うこととなります。

ただし、次の事務については、引き続き名護支局、石垣支局、宮古島支局でも取り扱います。

① 印鑑カードの交付事務

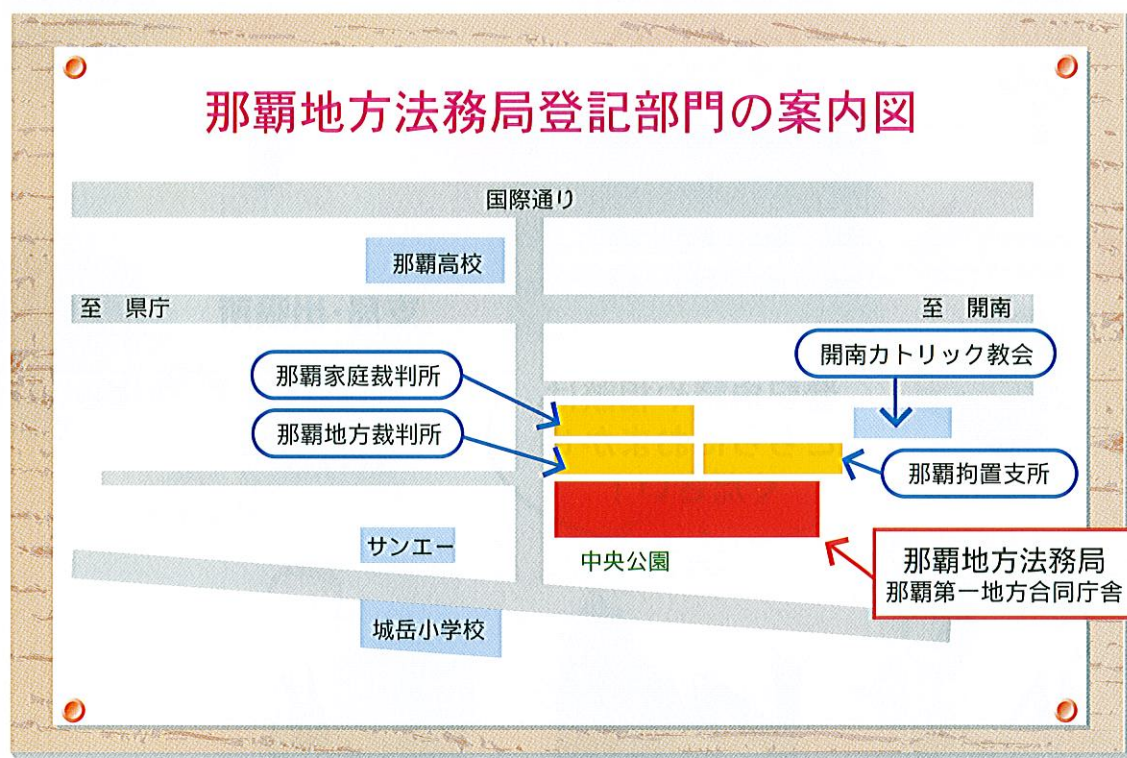
② 印鑑カードの廃止事務

③ 電子証明書の交付事務

④ 電子証明書の使用廃止事務

⑤ 電子証明書識別符号の変更事務

また、登記事項証明書や印鑑証明書についても、今までどおり取得可能です。



詳しくは、下記へおたずねください。

那覇地方法務局登記部門(商業・法人係)	(098)-854-7952
那覇地方法務局名護支局	(0980)-52-2729
那覇地方法務局石垣支局	(0980)-82-2004
那覇地方法務局宮古島支局	(0980)-72-2639

今後の 商業登記所 (会社の登記所)

～知識・経験の豊富な専門職員が
管内を広範囲にカバー～

- ・ 登記申請の受付は、**全国80庁程度の商業登記所**で集中的に取り扱う
* 商業登記所への登記の申請は、登記所に赴かなくても、郵送やオンラインで可能
- ・ これにより、商業登記所の知識・経験の豊富な専門職員が、これまでの登記所ごとの管轄を超えて、広範囲の会社の登記をカバー
- ・ **印鑑証明書など各種証明書は、今までどおり**最寄りの登記所でも取得可能

今後の体制 平成20年度以降、順次実施する予定

